

宜野座村むらづくり村民会議募集要項（再掲）

○目的

地域住民と行政の協働による自立した村づくりを目指すため、宜野座村むらづくり村民会議（以下「村民会議」という。）を設置し、その会員を募集するためにこの要綱を定める。

1. 募集事項

応募名称 宜野座村むらづくり村民会議会員

2. 応募に関する事項

(1) 応募資格

- ア 18歳以上である者
- イ 村に住所を有する者又は在勤者
- ウ 村づくりに熱意のある者

(2) 応募者の制限

村職員、村議会議員、農業委員、教育委員等村に関わる公職にあるものは除きます。

(3) 定員

村民会議の定員は概ね30名とします。

3. 任期

第1回会議の日から平成27年3月31日までとします。

4. 会員の役割

- (1) 村民会議への参加。
- (2) 村をより豊かで暮らしやすい村とするために、村民の目線から様々な意見を出し合い、議論し、村政に対し意見を具申すること。
- (3) 必要に応じて村民会議に設置される分科会の会員となること。

5. 会員への費用弁償等について

会員への報酬、旅費等は支給されません。

6. 会員の募集に関する事項

(1) 募集期間及び応募結果の通知

ア 募集期間

平成26年8月13日（水）17時締め切り

イ 応募結果の通知

平成26年8月15日（金）

(2) 申込み書類

応募の申請は、別紙「宜野座村むらづくり村民会議会員申込書」を提出して下さい。

(3) 問い合わせ及び申し込み先

宜野座村企画課 事業振興係

〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座296番地

tel 098-968-5100 fax 098-968-5037